

議案第104号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、
第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第14条第2項に
おいて同じ。)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(非常災害対策)

第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるととも
に、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体
制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月
1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られる
よう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害
児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開
を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要

な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第17条中「の児童に係る」の次に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2に規定する」を加える。

第28条第4項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第30条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第22条の2第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第22条の2第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第22条の2第2項に規定する」を加える。

第37条第3項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第38条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第27条の2第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第27条の2第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第27条の2第2項に規定する」を加える。

第49条中「については、」の次に「基準省令第35条に規定する」を加える。

第58条第4項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

る。

第59条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第42条の2第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第42条の2第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第42条の2第2項に規定する」を加える。

第66条の3第1項中「者として」の次に「基準省令第49条第1項に規定する」を加え、同条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児」を「児童」に改め、「、少年おおむね5人につき1人以上」を削り、同条第15項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第66条の17第1項中「場合には、」を「場合には」に改め、「同じ。）」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同条ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第66条の17第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「とする」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、

同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第68条第3項中「同じ。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第69条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第74条第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第74条第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第74条第2項に規定する」を加える。

第76条第4項中「同じ。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第77条第2項中「ための」の次に「基準省令第81条第2項に規定する」を加える。

附則第7条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」を「基準省令」に改める。

附則第16条第2項中「同条第6項中「言語聴覚士及び」を「同項中「言語聴覚士、」に、「同じ。）」及び」を「同じ。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)第13条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新設備運営基準条例第14条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の際現に存する改正前の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧設備運営基準条例」という。)第66条の2第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準

条例第66条の3第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第66条の3第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第66条の3第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第66条の17第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第66条の17第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。